

ひがしほうでんちくかつせいかけいかく  
東法田地区活性化計画

山形県最上町

平成20年1月

# 1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 東法田地区活性化計画

都道府県名 山形県

市町村名 最上町

地区名 東法田地区

計画期間

平成20年度～平成22年度

## 目 標 :

平成15年に最上町100万人交流促進条例を制定し、町をあげて取り組んでいる「100万人交流のまちづくり」事業として、地域の資源を活用した体験・滞在型の農村体験メニューを整備し、都市住民との地域間交流人口の拡大を図り、活力のある地域づくりを目指す。具体的な目標として既存の施設を交流活動の拠点施設として整備し、来訪者数を703人から2100人へ198.7%の増加を図る。

## 目標設定の考え方

### 地区の概要

東法田地区は、山形県の東北端にある最上町の北部に位置し、地区を一級河川最上白川が流れる水田地帯である。標高は250mから300mで、南北に1/45程度の傾斜を有し、水稻を中心に大豆やそば、タラノメ等の栽培と一部畜産も行っている。

### 現状と課題

本地区は世帯数85世帯、人口約450人の集落で、現在3世帯同居率が7割を超えていますが、今の20代の多くが地元以外に就業しており今後地区の人口が減少し、例に漏れず農業分野での後継者不足、農業従事者の高齢化が予想されます。地区には、日本一の大アカマツや大ケヤキなどの巨木をはじめ、神室山系などさまざまな地域資源があり、それを活用した交流事業を独自で展開してきている。しかしながら、交流活動の拠点となる施設がなく、思うような活動ができない状況にある。

### 今後の展開方向

交流活動拠点施設を整備することで、グリーンツーリズムの事業を推進し、都市との交流をはかることで地域の活性化を目指していく。また、町内にある既存の旅館施設との共存を図りながら、短期に宿泊できる交流施設の整備と東法田地区での受け入れ態勢を再構築し、これまで実施してきた交流事業の拡充はもとより、新たなグリーンツーリズム事業の展開を図り、農村と都市住民との地域間交流を推進するものである。また、農村体験事業を実施することで、地場産品等の宣伝を行いながら交流人口を増加させる取り組みも行っていく。

### 他の地方公共団体との連携に関する事項

## 2 目標を達成するために必要な事業

### (1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第3号イ・ロ・ハ・ニの	備考
最上町	東法田	自然環境等活用交流学習施設(農山漁村体験施設)	最上町	有	ハ	

### (2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

### (3) 関連事業(法第5条第2項第7号)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

### 3 活性化計画の区域及び事業位置図

東法田地区(山形県最上町) 区域面積 622.0ha

#### 区域設定の考え方

法第3条第1号: 当該区域の総面積622haのうち農林地面積は594haで95%を占め、9割以上が農林漁業従事者であり、農林業以外の製造業はない。  
 法第3条第2号: 人口の減少(H12→H17で8%減)、農業従事者の高齢化傾向からみて、活性化のためには、交流を進めることが必要不可欠な区域である。  
 法第3条第3号: 家屋間の平均距離は約20m以上であり市街地を形成している区域は含んでいない。

平成20年度 新規採択希望 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

縮尺 1/50,000

#### 山形県 東法田地区 計画一般図



東法田地区 622.0ha  
 ■ 自然環境等活用交流学習施設 (農産漁村体験施設)

凡 例	
	計画区域
	事業実施箇所

## 6 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

地区が毎年実施する農村体験事業の参加人数により来訪者数を把握し、町と地区の元気な村づくり協議会において検証する。

### 【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第5号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。  
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、法施行後7年以内に見直すこととされていることにかんがみ、行われるものである。  
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

### その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第6条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱(平成19年8月1日付け19企第100号農林水産事務次官依命通知)の定めるところによるものとする。